

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 令和2年9月27日 14時40分ごろ |
| 発生場所 | 三重県津市白子港南西方沖 東千里河芸 ^{かわび} マリーナ導流堤灯台から真方位117°20m付近 （概位 北緯34°47.7 東経136°33.9） |
| インシデントの概要 | ミニボートマナミは、船外機を停止して漂流中、再始動できなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和2年10月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | ミニボート マナミ、総トン数なし（長さ約2.90m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力1.49kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア48mm、使用燃料ガソリン |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m |
| インシデントの経過 | <p>本船は、操縦者ほか友人1人が乗り、船外機を停止して釣りを行った後、釣り場を移動する目的で船外機を始動した際、セルモータが回るものの、再始動できなかった。</p> <p>操縦者は、船外機を点検したものの停止した原因が判明せず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会（マリーナ河芸）所属の救助艇にえい航され、マリーナ河芸の棧橋に着棧した。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者の点検により、船外機内のキャブレターにスラッジ等が詰まり、燃料が供給できなくなって船外機が停止したことが判明した。</p> <p>船外機の取扱説明書によれば、燃料フィルターについて、200時間又は1年毎の交換が推奨されていたが、本船では、それに沿った交換が行われていなかった。</p> <p>本船は、約15年前に操縦者が購入して以来、2か月に1回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、定期的な船外機の開放点検が実施されていなかった。</p> |
| 分析 | 本船は、船外機の取扱説明書により推奨された燃料フィルターの交換が実施されていない中、船外機を停止して漂流中、キャブレターに |

| | |
|-------|--|
| | <p>スラッジ等が詰まったことから、燃料が供給できなくなって再始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> |
| 原因 | <p>本インシデントは、本船では船外機の取扱説明書により推奨された燃料フィルターの交換が実施されていない中、船外機を停止して漂泊中、キャブレターにスラッジ等が詰まったため、燃料が供給できなくなって再始動できなくなったことにより発生したものと推定される。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、船外機の取扱説明書に推奨された期間ごとに部品交換を実施することが望ましい。 ・ 船舶所有者は、定期的に船外機の点検整備を実施し、燃料フィルターの掃除を行うこと。 |